

# 農地制度が変わります!

平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布され、平成21年12月15日に、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法などが施行となり、新たな農地制度がスタートしました。

新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をしやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。



## 改正のポイントは…

### 農地を貸したいんだけど…

#### 農地の貸借規定が緩和されます!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます(一定の要件を満たす必要があります)

#### 農地の借り受け者の範囲

《改正前》

農作業 常時 従事者	農業 生産法人
------------------	------------

+

《改正後に追加》

農作業 常時従事者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人
-----------------------	---------------------

- 市町村などが農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付などを行う事業が新設されます。



### 耕作しないでいると…

#### 遊休農地に対する指導が強化されます!

- すべての遊休農地が指導の対象となります
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します
- 遊休農地の所有者などに対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います



### 許可なく転用してしまうと…

#### 違反転用に対する罰則が強化されます!

- 違反転用などに対する処分・罰則が強化されます
- 都道府県知事などによる行政代執行制度が創設されます



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における現状回復命令違反	6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

### 農地を相続する場合は…

#### 農業委員会への届出が必要になります!

- 相続などによって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります
- 耕作できない場合などは、農業委員会から貸し借りなどのあっせんを受けることができるようになります



## 別段の下限面積を定めました！

農地の権利を取得する際の条件の1つである最低経営面積（下限面積）が、農地法の改正に伴い、これまでのものが失効しましたので、改めて設定しました。

### <最低経営面積が50a未満である地域>

下限面積	対象地区
10a	旧上野市（上野丸之内、上野西大手町、新町裏、上野幸坂町、上野下幸坂町、清水町、上野東町、上野中町、上野片原町、上野新町、上野鍛冶町、上野赤坂町、上野玄蕃町、上野魚町、上野車坂町、上野田端町、上野農人町、上野寺町、上野伊予町、上野桑町、上野恵美須町、上野池町、上野茅町、上野忍町、上野向島町、上野西町、上野福居町、上野万町、上野鉄砲町、上野小玉町、上野紺屋町、上野三之西町、上野相生町、上野東日南町、上野西日南町、上野愛宕町、上野徳居町、緑ヶ丘東町、緑ヶ丘中町、緑ヶ丘本町、緑ヶ丘西町、緑ヶ丘南町、平野上川原、平野上田、平野六反田、平野北谷、平野蔵垣内、平野清水、平野井地下、平野竹之本、平野城北町、平野中川原、平野東町、平野西町、平野樋之口、平野見能、平野山之下、清水川、陽光台、服部町1～3丁目、ゆめが丘1～7丁目、朝日ヶ丘）、旧伊賀町（一ツ家、希望ヶ丘西1～5、希望ヶ丘東1～5）、旧阿山町（阿山ハイツ）、旧青山町（桐ヶ丘1～8丁目、川上1～3丁目）
20a	旧伊賀町（下柘植、柘植町）、旧大山田村（奥馬野）、旧青山（阿保）
30a	旧上野市（依那古地区、久米地区（陽光台を除く））、旧伊賀町（御代、楯岡、上村、野村）、旧阿山町（丸柱）、旧大山田村（猿野、坂下、中馬野、富岡）、旧島ヶ原村、旧青山町（種生、諸木、川上、福川、別府、北山、妙楽地、老川）
40a	旧上野市（三田地区、小田地区、新居地区、諏訪地区、猪田地区、府中地区）、旧伊賀町（愛田、新堂、西之澤）、旧阿山町（円徳院、音羽、川合、中友田、波敷野、馬場、槇山）、旧大山田村（下阿波、上阿波、平田）、旧青山町（伊勢路、岡田、下川原、勝地、瀧、霧生）

## よくわかる 農業者年金

### 農業者年金のメリット

◎自由に設定できる保険料！しかも終身年金！  
保険料は月額2万～6万7千円の間で自由に決められ、農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

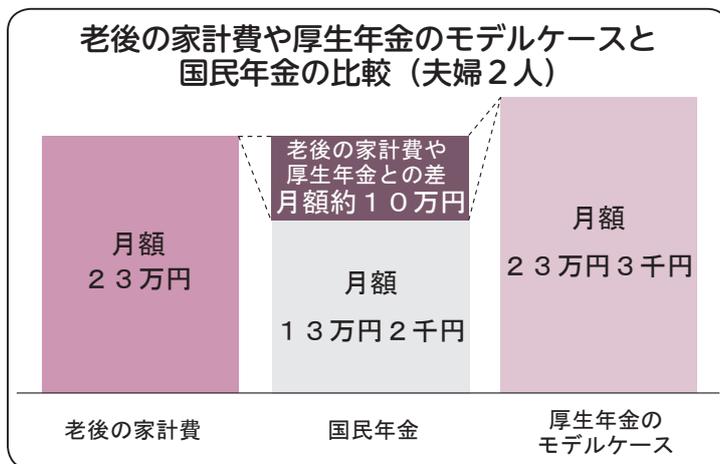
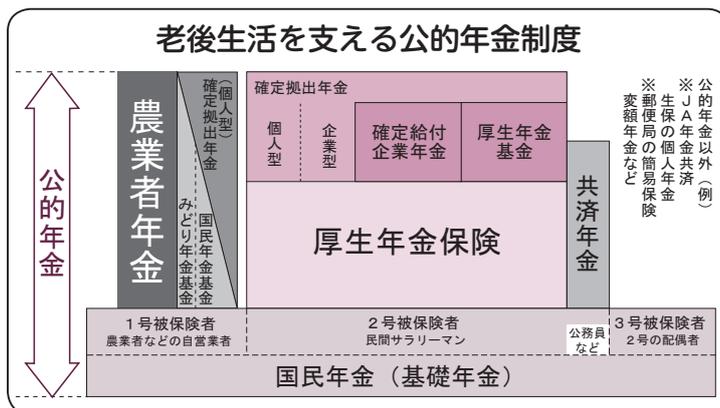
年金は原則65歳から生涯支給され、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌年から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金は農業者だけが加入できる公的年金制度です。加入の要件を満たす家族全員のご加入を強くお勧めします。

◎所得税・住民税の節税で実質所得アップ！  
支払った農業者保険料は、全額（1人当たり最大80万4千円）確定申告の際の社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。節税額は適用される税率や保険料によって差がありますが、その効果は、支払った保険料の約15～30%にもなります。支払ったご家族の保険料も支払った本人が対象になります。

また、保険料などの年金資産を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税ですし、さらに将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円まで非課税です。

つまり、公的年金として、入口から出口まで税制面の優遇措置があります。



農業者年金には、  
①国民年金の第1号被保険者  
②年間60日以上農業に従事する  
③60歳未満の方  
ならどなたでも加入できます。